

業務指示書

イラク国医療研修センター整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2015年2月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設、機材整備及び人材育成に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／円借款事業形成）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：円借款事業形成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 医療機材】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 設備計画】

- 1) 類似業務の経験：医療設備整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IQD1 = 0.105 円, US\$1 = 120.48 円, EUR1 = 146.91 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 2月12日(木) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 225会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/円借款事業形成
医療機材
設備計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.01 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月19日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
イラク国医療研修センター整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(50.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22.00	
(3) 要員計画等の妥当性	8.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/円借款事業形成	(16.00)	(7.00)
ア) 類似業務の経験	6.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	3.00	1.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(7.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	1.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(4.00)	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4.00	4.00
シ) 業務管理体制	-	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 医療機材	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 設備計画	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

イラク共和国（以下、「イラク」）では、1980年代以降の戦争や経済制裁、政治的混乱により、医療システムは荒廃した。近年では、医療施設の補修、新規病院建設等が進められているものの、未だ十分な状況にはない。また多くの医師が国外に移住し、医療従事者の不足も深刻な状況になるなど、質・量の両面において十分な医療サービスを提供することが困難となっている。その結果、保健指標は著しく悪化し、例えば人口1万人当りの医師数が6.9人と近隣国の中で最低の数値を示している他、新生児死亡率（23/1,000出生（2009年））が他の湾岸諸国の2～6倍に上っている。

医療従事者の絶対数が不足している中、医療システムを維持させるため、イラク国内の医療システム（医療人材の質の向上、既存病院のリハビリ、新規病院の建設、機器の整備等）の再整備の必要性は高い。

なお今回の調査は、イラクの治安状況に鑑み、現在の JICA 安全対策措置上一定の条件下で日本からの業務渡航が可能な地域（南部3県。具体的には、第2 調査の目的・内容に関する事項 2.プロジェクトの概要 (3) 対象地域を参照）に限定した上で実施する。また同地域においても医療システム整備に対する緊急性が高いことに鑑み、本調査では新規病院の建設ではなく、対象県の既存施設改修及び機器の整備を通じた迅速な支援の実施を検討する。イラクの長期的な医療システムの再整備には医療従事者に対する研修も検討する。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

医療研修センター整備事業¹（以下、「本事業」又は「本プロジェクト」）

(2) 事業目的

イラク南部3県において、対象医療機関の施設及び機材の整備、また医療従事者のサービス提供能力の強化を行うことにより、対象地域の住民が質の確保された保健医療サービスが利用されることを図り、もってイラク市民の健康改善に寄与するもの。

(3) 対象地域

イラク南部3県（バスラ、ズィーカール、ムサンナー）を想定

(4) 実施機関・関係機関

実施機関：保健省（Ministry of Health）

関係機関：計画省（Ministry of Planning）、首相顧問府（Prime Minister's Advisory Committee）

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

¹ 元来、イラク側がバグダードにおいて「研修センター」の整備を希望していたため、この名称がつけられている。但し調査準備でバグダードの治安状況が変化したことにより、日本政府とも協議の上、事業目的及び対象地域を修正して、本調査を実施する（修正後の事業目的及び対象地域は、第2 調査の目的・内容に関する事項 2.プロジェクトの概要 (2) 事業目的及び (3) 対象地域を参照）ことになった。

有償資金協力

- ・2012年度「保健セクター復興事業」

無償資金協力

- ・2004年度「北部地域主要病院整備」
「中部地域主要病院整備」
「南部地域主要病院整備」
「救急車両供与計画」
「プライマリーヘルスセンター機材供与計画」

3. 業務の目的

本業務は、医療研修センター整備事業について円借款による支援を検討するため、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国無償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報を収集、整理することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3.業務の目的」を達成するために、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務内容」に示す事項の業務を行い、「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1)調査方針

本調査は開発効果の高い案件形成を行うため、事業実施内容の確認検証、また実施機関の実施体制、運営維持管理体制の確認・検証を行い、新規円借款事業形成へ向けた事業計画の策定を行うことを目的として実施する。具体的には、保健セクターに係るイラク国中期開発計画や、イラク国内における保健医療施設の整備状況、本事業の実施体制を把握した上で、プロジェクトの対象施設スコープ・規模等の分析（調査開始までに、JICA 中東・欧州部及びイラク事務所が、対象地域における医療施設の整備計画をイラク保健省と協議し、コンサルタントに共有する）、検証を行い、最適な事業スコープ及び事業計画を策定する。特に、イラクにおける保健医療人材不足は深刻な状況にあると想定されることから、既存及び計画・建設中の医療施設数と保健医療人材数の調査、イラク国政府が想定している医療人材育成・配置計画等を踏まえ、本案件実施スコープの妥当性を検討する。

(2)円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられる。よって事業内容の計画策定は、調査の過程で随時 JICA 中東・欧州部中東第二課と協議すること。また、設計・積算の精度は、円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの水準とすること。他方当該案件の審査過程では、設計・積算等に関して、本業務の結果とは一部異なる結果となる可能性がある可能性に留意し、イラク側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(3)審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目は、JICA からの指示内容を十分踏まえて実施すること。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費

- c) 保健省（実施機関）の案件実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査を依頼する可能性がある。

(4)調査の工程

第3 業務実施上の条件 1.業務工程（案） を参照。

(5)環境社会配慮

環境社会配慮は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に基づく。

本事業は JICA 環境ガイドラインに掲載されているセクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと見込むが、調査実施において改めてカテゴリー分類を確認する。カテゴリー分類等は、JICA と十分に協議する。具体的な調査においては、以下の点に留意する。

- ・ ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ・ イラクの環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮に関連する法令や基準
 - JICA 環境ガイドラインとの整合性
 - 関係機関の役割

(6)安全対策

本事業は医療施設の改修が見込まれることから、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件に位置づけられる。このため、調査時にはイラクの安全対策に係る法律・基準を確認するとともに、相手国政府に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行い、理解促進を図る。なお、様式は別途 JICA から指示する。

(7)本邦技術活用条件（STEP）適用案件

本事業は STEP 適用を想定しており、一定規模の機材が本邦からの調達アイテムとして期待されている。そのため我が国からの機材の調達が STEP の条件を満たす機材選定を行う。

また、本体事業の契約・調達パッケージの数は、実施機関と協議の上決定するが、案件形成の迅速化のために JICA 標準入札図書類との整合性を確保する契約形態・契約パッケージを検討するとともに、本邦企業の応札が得られやすいパッケージ数を検討する。

なお、医療機材の供与が予定されており、イラク国内でそのメンテナンス体制が確立されていることが不可欠である。従って、本業務では同国内の本邦企業の代理店の活動についても調査する。

(8)現地調査及び協議の場所

現地調査は南部3県のみで実施する。なお、実施機関及び関連機関との協議のためにやむを得ずバグダードを訪れる際は、その滞在日数は最小限度とする。いずれにおいても、JICA 安全対策措置に基づいた行動をとるとともに、安全管理室、イラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる。

(9)支援対象施設絞り込みプロセス

「第2 調査の目的・内容に関する事項 (3) 対象地域」に記載されている南部3県で支援対象施設を決定するが、JICAが予め実施機関と協議し、候補案件がある程度絞られた状態でコンサルタントに提供する。コンサルタントは第1次国内作業中に同リストの情報を精査し、第1次現地調査時に実施機関である保健省及びJICAと協議の上、対象案件を決定する。なお3県全てにおいて支援対象案件を設定する必要は必ずしもない。

(10) 現地傭人の活用

関連調査の情報収集、環境社会配慮、また測量及び地質調査に関する調査、及び現地の本邦企業の活動状況に関する確認調査は、現地傭人の活用を認める。

6. 業務内容

第1次国内作業 (2015年3月下旬～2015年4月上旬)

(1) インセプションレポート作成

- 1) イラク政府、JICA、国際機関 (WHO 等) の発行した既存資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。具体的には主に以下の内容を確認した上で、必要に応じて第1次国内作業期間・第1次現地派遣期間に追加調査を行う。
 - a セクター全体から見た事業実施妥当性
 - b 医療機材輸入にかかる制度面の留意点
 - c 対象地域の医療施設改修計画に関する情報の精査 (調査開始までに、JICA 中東・欧州部及びイラク事務所が、対象地域における医療施設の整備計画をイラク保健省と協議し、コンサルタントに共有する)
 - d 医療機材・消耗品の供給体制
 - e 機材の活用・維持管理体制
 - f 我が国企業の参画可能性 (STEP を念頭に置いた資機材の本邦調達の可能性確認と対象資機材分野の特定を含む)
- 2) 上記1)の作業を踏まえて、インセプションレポートを作成する。内容につき、JICA 中東・欧州部と協議・確認を行う。

(2) ヒアリングの実施

- 1) 国内関係官庁、日本医療機器工業会、海外医療機器技術協力会等を通じて、我が国企業等へのヒアリングを実施する。

第1次現地作業 (2015年4月上旬～2015年4月中旬)

(1) インセプションレポートの説明、協議

- 1) 実施機関及び関連機関にインセプションレポートの内容を説明し、同意を得る。
- 2) 実施機関との協議を通じ、機材導入が必要な医療施設及び改修が必要な医療施設を確認する。

(2) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

(3) 当該セクターの上位計画の概要と本事業の位置づけ、整合性の確認

(4) 医療保健分野の基礎情報の収集 (主な調査項目は以下のとおり)

- 1) 保健医療行政 (医療行政、医療体制、財政システム、病院整備計画等)
- 2) 医療人材 (医療人材配置状況、医療人材育成計画等)
- 3) 医療水準 (1～3次の各医療現場、及び短期・中期的観点)

(5) 事業実施体制、運営・維持管理体制調査

- 1) 保健省及び対象医療施設の事業実施及び運営維持管理体制の確認を行う。現行・将

来の組織・人員（医師・看護師・技師等）・予算・消耗品・スペアパーツの補充能力、保健省と対象医療施設の関係と責任分担等を内容に含める。

- 2) 対象医療機関の運営・維持管理における技術レベルの確認を行う。
- (6) 過去の類似案件及び他ドナーの協力方針や案件の調査
- (7) 調達状況事情調査
 - 1) 資機材・関連消耗品の現地調達及び第三国調達の可能性を確認する。
 - 2) 現地における本邦機材のアフターサービス、代理店事情を確認する。
 - 3) 周辺諸国下請け企業の数・レベルを確認する。
- (8) 対象施設の絞り込み
 - 1) 保健省との協議を通じ、対象施設の絞り込みを行う。
- (9) サイト状況の確認と機材供給据付計画調査
 - 1) 対象医療施設の既存施設及び既存機材の現況、活用状況を調査する。
 - 2) 対象医療施設の周辺インフラの整備状況、アクセス状況、電気、インフラ等のユーティリティに関する状況等を調査する。
 - 3) 最適な機材搬入実施工程の策定を行う。
 - 4) 機材納入中の病院運営への影響を極小化する実施計画を検討する。
 - 5) 対象医療施設における建築基準を確認する。
 - 6) 機材納入に伴う対象医療施設改修・増築等の概略設計・改修、増築工程を作成する。
 - 7) 医療施設の改修の必要性を確認する。
 - 8) (医療機材の供与だけでなく、医療施設の改修が必要な場合、) 改修に必要な測量調査・地質調査等を実施する。
- (10) 機材リスト・基本仕様作成と事業費積算
 - 1) 収集した各情報を踏まえ、供与する機材の種類や数及び使用の妥当性の検討を対象医療施設ごとに行う。
 - 2) 対象医療施設の維持管理能力、調達状況事情等を考慮した上で、機材選定を行う。
 - 3) 事業対象とする機材リスト及び基本仕様を作成する。
 - 4) 対象機材の積算及び事業費の積算を行う。
- (11) プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
 - 1) 事業を定量的効果、定性的効果に分類して評価するための具体的かつ明確な成果指標作成のために必要な情報収集を行う。また、EIRRの算出が可能かどうかを検討する。
 - 2) 定量的効果は、定量的指標（運用・効果指標）案を作成する。
 - 3) 定量的指標の一つとして本案件で裨益する受益者数の推定方法を検討する。
- (12) 環境及び社会面の配慮の確認

JICA 環境ガイドラインに基づくものとする。本事業は、影響を及ぼしやすいセクターのうち大規模なものに該当せず、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと見込むものの、調査実施中に改めてカテゴリー分類を確認する。カテゴリー分類等については、JICA と十分に協議する。具体的な調査においては、以下の点に注意する。

 - ・ ベースとなる環境社会の状況確認（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）
 - ・ イラクの環境社会配慮制度・組織の確認
 - － 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準
 - － JICA 環境ガイドラインとの整合性
 - － 関係機関の役割

またイラクにおける医療廃棄物の処理方法についても現地の状況を収集すること。

(13) 本事業コンサルタントの ToR 案の作成

- 1) 事業実施に際して必要となるコンサルティングサービスの内容とその規模 (M/M) について、計画する。

(14) リスク管理シートを作成する。具体的な様式は、JICA が別途指示する。

(15) 研修に関する先方のニーズを確認する。

- 1) 研修に関する先方のニーズを確認し、分野の特定を行う。
- 2) 供与対象機材リスト・仕様も踏まえ、対象医療施設に対する運営・維持管理能力向上のための研修内容を作成の上、先方と協議する。

(16) 円借款の調達ガイドライン (STEP の調達制度含む) について、相手国実施機関及び関係機関に説明を行う。

第 2 次国内作業 (2015 年 4 月下旬～2015 年 5 月上旬)

(1) 供与機材リスト・基本仕様及び検討

- 1) 供与対象とする機材リスト及び基本仕様を確定する。
- 2) 対象機材の積算及び事業費の積算を確定する。

(2) 事業実施計画、事業実施体制及び概略事業費積算、調達パッケージ、研修パッケージ等の検討

- 1) 事業実施計画 (案) を作成する。
- 2) 事業実施体制 (案) を作成する
- 3) 調達パッケージ、調達方法、施工方法、調達スケジュールを検討し、調達計画 (案) を作成する。
- 4) 評価・モニタリング計画案を作成する。
- 5) 事業全体をまとめ、以下に従って概略事業費の積算を行う。

a 事業費項目

概略事業を積算する際には、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載せず、別資料として JICA へ提出すること。下記のうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

- 本体事業費
- 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- 本体事業費に関する予備費
- 建中金利
- フロント・エンド・フィー
- コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)
- その他 1 (融資非適格項目)
 - 用地補償等
 - 関税・税金
 - 事業実施者の一般管理費
 - 他機関建中金利
- その他 2
 - 完成後の委託補修費
 - 初期運転資金
 - 移転地整備にかかる費用
 - 研修費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

➤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

b 事業費

別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて算出し、提出する。なお同様式は事業費を事業実施機関の各暦年へ割り振った形式である。

c 積算

積算の際は、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版) (2009 年 3 月)」(以下、「設計・積算マニュアル」) を参照する。

d 積算総括表

積算総括表を、設計・積算マニュアルを参照しつつ作成する。その後、JICA に対しその内容を説明し、確認を取る。

e コスト縮減の可能性

概略事業費を算出する際、コスト縮減の可能性を十分に検討し、それにかかる検討結果を別途 JICA が支持する様式に取りまとめ、提出する。

6) 調達パッケージ、調達方法、施工方法、調達スケジュールを検討し、調達計画 (案) を作成する。

7) 評価・モニタリング計画案を作成する。

8) 借款額、及び資金計画額を作成する。

(3) インテリムレポート作成

1) 調査結果をインテリムレポートにまとめる。内容につき、JICA 中東・欧州部と協議・確認を行う。

第 2 次現地調査 (2015 年 5 月中旬～5 月下旬)

(1) インテリムレポートの説明、協議

1) 実施機関及び関係機関にインテリムレポートの内容を説明し、同意を得る。

2) 実施機関及び関係機関との協議を通じて、概略事業費積算・調達パッケージ等の同意を得る。

(2) 本事業コンサルタントの TOR 案の作成

(3) 以上の調査結果を踏まえた、ドラフトファイナルレポートの作成

第 3 次国内作業 (2015 年 6 月上旬～2015 年 7 月下旬)

(1) 案件承諾へ向けた我が国関係機関等説明の補助

(2) ドラフトファイナルレポートの説明及び JICA 中東・欧州部等関係部からのコメント聴取

(3) ファイナルレポートの作成及び JICA への説明・協議

7. 成果品等

(1) 報告書類

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。このうち、4) ～6) を成果品とする。成果品としない 1) ～3) については、イラクに説明する 5 部を除き、JICA に報告する分は、word 等の形式による電子データでの提出も可とする。

1) インセプションレポート : 和文 3 部

- 2) インテリムレポート : 英文 8 部 (うち[イラク]5 部)
: 和文 3 部
- 3) ドラフトファイナルレポート : 英文 8 部 (うち[イラク]5 部)
: 和文 3 部
- 4) ファイナルレポート : 英文 8 部 (うち[イラク]5 部)
: 和文 5 部[製本版]
: 和文 5 部[製本版] (概要版)
: 英文 12 部[製本版] (うち[イラク]7 部)
: 英文 12 部[製本版] (概要版) (うち[イラク]7 部)
: CD-R 6 枚 (図表データ含む)
- 5) デジタル画像集・資料集 : CD-R 2 枚
- 6) 図面集 : (ファイナルレポート和文・英文に添付もしくは別添)

注 1) 報告書類の印刷、CD-R 化は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

注 2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成し、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 3) デジタル画像集の収録内容は、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの (既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況 (先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況を収め、事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出の際は、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

注 4) 収集資料:調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。

注 5) 英文語版の報告書の部数については、上述の部数は仮とし、インセプションレポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する (毎月、和文 1 部)。

第3 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール（全体）

本調査の実施スケジュール（案）は以下のとおり。下記のスケジュールよりも迅速な情報の収集が可能なスケジュールがあればそれを作成し、プロポーザルにて提案すること。

項目	時期							
	2015年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
現地調査				□	□			
国内作業				■	■	■	■	
報告書				△ ICR	△ ITR	△ DFR		△ FR

ICR：インセプションレポート

ITR：インテリムレポート

DFR：ドラフトファイナルレポート

FR等：ファイナルレポート、概略事業費、調達方法の留意事項、デジタル画像集、図面集

2. 業務量目途

(1)調査期間：2015年3月～2015年7月末

全体：約22.8M/M（通訳を除く）（現地、国内合計）

(2)調査団員構成（案）

- (a) 総括／円借款事業形成（2号）
- (b) 医療機材（3号）
- (c) 設備計画（3号）
- (d) 保健医療人材育成・研修／保健計画
- (e) 経済・財務分析・積算
- (f) 環境社会配慮・評価

※調査団員構成は上述を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、上に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3)通訳

本調査では、必要に応じ現地での通訳備上も認める。その場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 公開資料

以下の資料は、JICA 図書館（<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>）より

入手可能。

○イラク共和国「保健セクター復興事業準備調査」報告書

4. 特別経費

(1)一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、下記 5.その他の留意事項に記載の通りの安全管理を行い、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとし、当該経費の見積は別見積とする。

- ①民間警備員備上、安全対策設備費等
- ②通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）
- ③各種保険契約（現金輸送、生命保険（現地スタッフ）、戦争特約等）
- ④現地業務調整などの傭人
- ⑤車両（防弾車借上げ、防弾車運転手備上、警護車両等）

(2)航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

(3)宿泊料

宿泊料に関しては別途契約交渉時に伝えるので、見積には含めないこと。なお、宿泊先は JICA イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。

(4)一般管理費等率

本事業は平和構築・復興支援を目的とした事業であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10%を上限として加算することができる。

5. その他の留意事項

(1)安全管理

安全管理の観点から、現地傭人を最大限に生かすこと。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラクの治安状況は、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

現地調査日程について前広にイラク事務所に連絡・調整した上で確定する。なお、バグダードでの現地調査はイラク滞在日数が 9 日以内（イラク到着日及び出国日を含む）となるような日程を原則とし、調査時には、以下の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。バグダード、バスラ、ズィーカール、ムサンナー各県への業務渡航時は、以下の点に従って準備を進めること。

【バグダード県への業務渡航の条件】

- ▶ 渡航前に安全管理室からブリーフィングを受けること
- ▶ 移動の 2 週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室もしくはイラク事務所に申請する。イラク事務所は、承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダード日本大使館に対して事前報告を行う。
- ▶ 民間警備会社より安全確認及び安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。

- ▶ 防弾車両で移動を行う。
- ▶ 渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を取った上で渡航を行う。
- ▶ 連絡手段の確保（携帯・衛星携帯の常時携行）を行う。
- ▶ International Zone（以下、IZ）以外での日没後夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ▶ 宿泊先は、IZ およびバグダード国際空港（BIAP）の敷地内でイラク事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- ▶ 戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

【バスラ、ズィーカール、ムサンナー県への業務渡航の条件】

- ▶ 渡航前に安全管理室からブリーフィングを受けること。
- ▶ 移動の2週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室もしくはイラク事務所に申請する。イラク事務所は、承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダード日本大使館に対して事前報告を行う。
- ▶ 事務所に申請する。イラク事務所は、承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダード日本大使館に対して事前報告を行う。
- ▶ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ▶ 防弾車両で移動を行う。
- ▶ 渡航先は、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を取った上で渡航を行う。
- ▶ 宿泊先はイラク事務所が指定する宿泊先を利用する。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後に受注者へ連絡する。

(2)調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するのは、コンサルタントが必要な手続きを行う。

(3)複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結し、年度を跨る現地作業及び国内作業がある場合も継続して実施できる。経費の支出も年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

